議員提出議案第23号

長谷基弘議員に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年3月23日

芦屋市議会議長 畑 中 俊 彦 様

提出者 あしや真政会 福井 美奈子

公 明 党 田原 俊彦

日本維新の会 芦屋市議会議員団 寺前 尊文

長谷基弘議員に対する問責決議

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、市民福祉の向上と市政の発展に寄与する ことが求められている。

議員には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められ、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」を制定している。

また、「芦屋市議会基本条例」第7条においては、「議員の政治倫理」として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない旨規定している。

しかしながら、長谷基弘議員は、議員という立場にあるにも関わらず議員活動SNS 上において、著作権の侵害が強く疑われ、また議会の公平性を著しく損ねる内容の動 画を肯定的立場で紹介し拡散している。

これらの行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1号の規定「市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するものである。

よって、ここに長谷基弘議員に対し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告する。

以上、決議する。

芦屋市議会